

令和3年4月八戸市議会臨時会

報 告 事 件

4 月市議会臨時会に報告すべき事件

報告第9号	専決処分の報告について ----- (自動車事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	3
報告第10号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	5
報告第11号	専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)	7

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年4月21日

八戸市長 小林 眞

理 由

令和3年1月26日に八戸市根城四丁目の市道において発生した自動車事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第9号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

自動車事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月23日

八戸市長 小林 眞

- 1 金額 20,702円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年4月21日

八戸市長 小林 眞

理 由

令和2年12月21日に八戸市城下四丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第10号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月24日

八戸市長 小林 眞

- 1 金額 7,340円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年4月21日

八戸市長 小林 眞

理 由

令和3年2月16日に八戸市大字新井田字鷹清水の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第13号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年4月9日

八戸市長 小林 眞

- 1 金額 95,422円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。